

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注) 「内部監査」とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等の実施する自店検査等を含まない。以下同じ。
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	
	(3) 内部監査部門の管理	(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を金融機関の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、金融機関の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による自店検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	(注) 「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)を言う。
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的に利用していることが望ましい。	
4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 ③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	
5. 内部監査計画	内部監査計画	① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。 ③ 経営管理上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
6. 内部監査の実施	内部監査の実施	① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一業務の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。 ③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した自店検査等の結果を活用しているか。 ④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。	
7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	(1) ① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
	(2) 問題点の是正	(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書等で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。 ② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題点等について適切な措置を講じているか。	
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。 ② 内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか(なお、協同組織金融機関にあっては、会計監査人の選任を義務付けられる場合が限定されているので、その点に留意する必要がある。)。また、国際統一基準適用金融機関においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。 なお、外部監査の結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。 ③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	(注) ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、各金融機関が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。	
	(3) 問題点の是正	(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・ 監査及び問題点の是正</p> <p>1．内部監査</p>	<p>内部監査の手法及び内容</p>	<p>内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、事務部門等が作成した各業務部門等の本部部門及び営業店等による自店検査等の実施基準、実施要領について確認しているか。</p> <p>内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門及び営業店へ通知しているか。</p> <p>また、各業務部門管理者及び営業店長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。</p>	<p>（注）</p> <p>「営業店」とは、営業店及び海外拠点をいう。以下同じ。</p> <p>（注）</p> <p>「営業店長」とは、営業店長及び海外拠点の長をいう。以下同じ。</p>
<p>2．問題点の是正</p>	<p>取締役会及び管理者への問題点の報告</p>	<p>取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。</p> <p>また、代表取締役に対し、事務ミスの頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。</p>	

項目	保険募集管理態勢のチェック項目	保険募集管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
II. 監査及び問題点の是正 1. 内部監査の有効性確保への取組み	(1) 内部監査の重要性の認識及び体制の確立	① 代表取締役及び取締役会は、内部監査が適正な保険募集態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。 ② 取締役会等は、保険募集態勢に対する内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して保険募集に関する法令等に精通した人材を適切な規模で配置しているか。	(注) 「内部監査」とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等(以下、「被監査部門等」という。)から独立した内部監査部門(検査部、業務監査部等)が、被監査部門等における内部管理態勢(リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。
	(2) 営業推進部門の理解及び認識、牽制機能	① 営業推進部門の役職員は、内部監査が適正な保険募集態勢を確立することに重大な影響を与えることを十分認識しているか。 ② 内部監査部門は、営業推進部門に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。	
	(3) 内部監査手法の充実	① 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等による承認を受けているか。 ② 内部監査部門長は、営業拠点等検査、保険募集人検査の実施基準、実施要領の適切性・有効性を確認しているか。 ③ 営業推進部門、担当部門、営業拠点等及び保険募集人(以下、「営業推進部門等」という。)に対する年間の内部監査計画は内部監査部門が立案し、監査方針、重点項目等の基本事項については取締役会による承認を受けているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、営業推進部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。 また、内部監査部門による保険募集人に対する内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。	
	(4) 内部監査の実施	① 営業推進部門等に対する内部監査については、例えば抜き打ちとするなど実効性ある内部監査を実施しているか。 ② 代理店の保険募集に関する業務内容について適切な内部監査を実施しているか。 ③ 保険募集関係について、保険業法300条等に違反していないかのチェックを行っているか。	
2. 内部監査による問題点の是正	(1) 内部監査の報告	① 内部監査の従事者は、内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。 ② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、問題点の発生頻度、重要度及び原因等を分析した上、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。特に、経営に重大な影響を与えると認められる、ないし、保険契約者の利益が著しく阻害される事項については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。	
	(2) 問題点の是正	① 内部監査部門は、内部監査の結果を分析して問題点等を的確に指摘し、これを営業推進部門等に通知しているか。 ② 営業推進部門等は、遅滞なく当該指摘事項を改善し、適正な保険募集態勢の確立に役立っているか。 ③ 内部監査部門は、営業推進部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。特に、保険募集に関する内部事務管理が不適切な代理店に対し、改善に向けた厳正な対処がなされているか。	

(注) 上記チェック項目以外の内部監査に関するチェック項目は、リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト(共通編)「Ⅲ. 内部監査」のチェック項目に準拠する。

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
Ⅲ. 内部監査 1. 代表取締役及び取締役会の内部監査に対する認識及び方針等	(1) 内部監査の重要性の認識	(1) 代表取締役及び取締役会は、リスクの種類・程度に応じた実効性ある内部監査態勢を構築することが、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識し、内部監査規程等により内部監査の目的を適切に設定しているか。	(注) 「内部監査」とは、各業務部門等の本部部門及び営業店等（以下、「被監査部門等」という。）から独立した内部監査部門（検査部、業務監査部等）が、被監査部門等における内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性、有効性を検証するプロセスである。このプロセスは、被監査部門等における内部事務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものであり、原則として、内部管理の一環として被監査部門等が実施する検査等を含まない。以下同じ。
	(2) 内部監査機能を果たすための組織構造の構築	(2) ① 取締役会は、内部監査部門が内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）等の適切性・有効性を検証する部門であることを認識し、この機能を十分発揮できる態勢を構築しているか。 ② 取締役会は、専ら内部監査部門を担当する取締役を選任していることが望ましい。取締役会は、取締役に内部監査部門を担当する取締役に被監査部門等を兼任させる場合、内部監査部門の独立性を確保するための措置を講じているか。 ③ 取締役会は、通常の監査とは別に、重要なリスクにさらされている業務、部門又はシステム等について、内部監査部門が特別な監査を実施できる態勢を構築しているか。 ④ 取締役会は、現行の内部監査態勢で十分な監査業務を遂行し得ないと判断した業務等について、外部の専門家を活用することにより内部監査機能を補強・補完している場合においても、その内容、結果等に引き続き責任を負っているか。	
	(3) 内部監査部門の管理	(3) ① 取締役会等は、内部監査が有効に機能するよう、内部監査部門に対して各業務に精通した人材を適切な規模で配置しているか。 ② 一定規模以上のリスクがあると取締役会等が判断した海外支店等には、支店長等から独立し、内部監査部門等に直結した内部監査担当者（インターナル・オーディター）を設置しているか。 ③ 取締役会は、内部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。	
2. 内部監査の独立性	(1) 内部監査部門の独立性	(1) ① 内部監査部門は、内部監査の対象となる被監査部門等に対して十分な牽制機能が働く独立した体制となっているか。 ② 内部監査部門は、被監査部門等から不当な制約を受けることなく監査業務を実施しているか。 ③ 内部監査部門は、業務活動そのものや、財務情報その他業務情報の作成等、被監査部門が行うべき業務に従事していないか。	
	(2) 内部監査部門の権限及び責任の範囲等	(2) ① 代表取締役及び取締役会は、内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲等を保険会社の全ての役職員に周知徹底しているか。 ② 内部監査は、保険会社の全ての業務を監査対象としているか。また、連結対象子会社及び持分法適用会社の業務については、法令等に抵触しない範囲で監査対象としているか。内部監査の対象とできない連結対象子会社及び持分法適用会社の業務並びに外部に委託した業務については、当該業務の所管部門等による管理状況等を監査対象としているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
	(3) 情報等の入手体制の整備	(3) ① 内部監査の従事者は、職務遂行上必要とされる全ての資料等を入手できる権限を有しているか。また、職務遂行上必要とされる全ての役職員を対象に、面接・質問等できる権限を有しているか。 ② 内部監査部門長は、必要に応じて、内部管理(リスク管理を含む)等に関する会議(各種リスク管理委員会等)に出席しているか。 ③ 被監査部門等による検査等で内部管理上の問題やリスク管理上の不備等の問題点が発見された場合、被監査部門等の役職員は、速やかに内部監査部門長に報告しているか。	(注) 「内部監査部門長」とは、同部門を統括する上級管理職(検査部長、業務監査部長等)を言う。
3. 内部監査の従事者の専門性	内部監査の従事者の専門性	① 内部監査の従事者は、各業務等を十分検証できるだけの専門性を有しているか。 ② 内部監査部門においては、内外の研修を活用するなど、内部監査の従事者の専門性を高めるための各種方策を講じているか。その際、内部監査部門に継続的な研修制度を設け、内部監査の従事者が、これを定期的にご利用していることが望ましい。	
4. 内部監査規程等	内部監査規程等	① 内部監査規程等には、以下の項目等が規定されているか。 イ. 内部監査の目的 ロ. 内部監査部門の組織上の独立性 ハ. 内部監査部門の業務、権限及び責任の範囲 ニ. 内部監査部門の情報等の入手体制 ホ. 内部監査の実施体制 ヘ. 内部監査部門の報告体制 ② 内部監査規程等は、取締役会による承認を受けているか。 ③ 内部監査規程等は、経営環境の変化に応じて見直されているか。 ④ 内部監査部門は、内部監査業務の実施要領等を作成し、取締役会等の承認を受けているか。また、実施要領等は、必要に応じて適宜見直されているか。	
5. 内部監査計画	内部監査計画	① 内部監査部門は、被監査部門等におけるリスクの管理状況を把握した上、リスクの種類・程度に応じて、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案しているか。 ② 取締役会は、被監査部門等におけるリスクの管理状況及びリスクの種類・程度を理解した上、監査方針、重点項目等、内部監査計画の基本事項を承認しているか。 ③ 経営上の重要な問題が発生した場合又は経営環境が変化した場合、取締役会は、必要に応じて、内部監査部門長に監査方針等の変更を指示しているか。	

項目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備考
6. 内部監査の実施	内部監査の実施	<p>① 内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門等に対し、頻度及び深度等に配慮した実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>また、内部監査部門による保険募集人に対する内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。</p> <p>② 内部監査部門は、例えば同一の内部監査の従事者が連続して同一の被監査部門等の同一の監査に従事することを回避するなど公正な内部監査が実現できるように努めているか。</p> <p>③ 内部監査部門は、内部監査を実施するに際し、被監査部門等の実施した検査等の結果を活用しているか。</p> <p>④ 内部監査の従事者は、内部監査で実施した手続、把握した問題点等を正確に記録しているか。</p>	
7. 内部監査結果の報告及び問題点の是正	(1) 内部監査結果等の報告	<p>(1) ① 内部監査の従事者は内部監査で発見・指摘した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。</p> <p>② 内部監査部門長は、内部監査報告書の内容を確認した上、そこで指摘された重要な事項について、遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。また、内部監査及び日常のチェックにより発見された問題点のうち、経営に重大な影響を与えると認められる問題点については、速やかに代表取締役及び取締役会に報告しているか。</p>	
	(2) 問題点の是正	<p>(2) ① 被監査部門等は、内部監査報告書で指摘された問題点について、その重要度合い等を勘案した上、遅滞なく改善しているか。また、内部監査部門は、被監査部門等の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映させているか。</p> <p>② 代表取締役及び取締役会は、内部監査の結果等を受け、経営に重大な影響を与えると認められる問題点、被監査部門等のみで対応できないと認められる問題等について適切な措置を講じているか。</p>	
IV. 外部監査	(1) 会計監査人等による外部監査の実施	<p>(1) ① 代表取締役及び取締役会は、会計監査人等による実効性ある外部監査が、企業収益の獲得及び適切なリスク管理に不可欠であることを十分認識しているか。</p> <p>② 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む）の有効性等について、年1回以上会計監査人等による外部監査を受けているか。また、海外の拠点を有する保険会社においては、海外の各拠点ごとに各国の事情に応じた外部監査を実施しているか。</p> <p>なお、当該監査結果は、監査の内容に応じて、取締役会又は監査役会に直接、正確に報告されなければならない。また、監査役監査等の実効性の確保に資するものとなっているか。</p> <p>③ 取締役会は、外部監査が有効に機能しているかを定期的に確認しているか。</p>	(注) ここに言う外部監査は、会計監査人による財務諸表監査に限定するものでないが、現状では、制度上義務付けられている財務諸表監査及び同監査手続の一環として実施される内部管理態勢の有効性等の検証以外の外部監査を義務付けるものでないことに留意する必要がある。ただし、各保険会社が、内部管理態勢の有効性等を確保するため、財務諸表監査と別に外部監査を受けている場合は、財務諸表監査の結果と併せて、内部管理態勢の有効性等を総合的に検証することとなる。
	(2) 会計監査人等の外部監査人と内部監査部門との関係	<p>(2) 取締役会は、必要に応じて、内部監査部門と会計監査人等の外部監査人との協力関係に配慮しているか。</p>	
	(3) 問題点の是正	<p>(3) 会計監査人等の外部監査人により指摘された問題点は、被監査部門等において一定期間内に改善しているか。また、内部監査部門は、その改善状況を適切に管理しているか。</p>	

項 目	リスク管理態勢のチェック項目	リスク管理態勢のチェック項目に係る説明	備 考
<p>・ 監査及び問題点の是正</p> <p>1 . 内部監査</p>	<p>内部監査の手法及び内容</p>	<p>内部監査部門は、事務リスク管理態勢を監査するための内部監査の実施要領等を作成しているか。また、内部監査部門は、担当部門又は営業拠点等による営業拠点等検査、保険募集人検査の実施基準、実施要領について確認しているか。</p> <p>内部監査部門は、内部監査の結果等を分析し、これを的確に各業務部門、営業拠点、保険募集人へ通知しているか。</p> <p>また、各業務部門管理者及び営業拠点長等は、内部監査の結果等を事務水準の向上に役立てているか。</p> <p>内部監査部門は、内部監査計画に基づき、各被監査部門に対し、頻度及び深度等に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査を実施しているか。</p> <p>また、内部監査部門による保険募集人に対する内部監査を一定の頻度で行うことがやむを得ない理由により採り得ない場合は、担当部門又は営業拠点等による検査が同等以上の頻度で行われているか。その場合、有効性確保への取組み、問題点の是正において、同等の位置付け、実効性が確保されているか。</p>	<p>（注）</p> <p>「営業拠点長等」とは、営業拠点等の長をいう。以下同じ。</p>
<p>2 . 問題点の是正</p>	<p>取締役会及び管理者への問題点の報告</p>	<p>取締役会に対して、内部監査結果、その他必要な事項を定期的（必要に応じ随時）に報告しているか。特に経営に重大な影響を与える不祥事件については、その都度報告しているか。</p> <p>また、代表取締役に対し、事務ミス の頻度、重要度、原因、改善策等について正確かつ具体的に記載した報告を行っているか。</p>	